

表-5 大阪市人口と国電輸送量

年度	人 口	指 数	国電利用 人 数	指 数	定期旅客 輸送人員	指 数
	千人		千人		千人	
30	2,548	100	1,138	100	748	100
35	3,012	118	1,619	142	1,089	146
36	3,085	121	1,749	154	1,219	163
37	3,151	124	1,819	160	1,259	168
38	3,205	126	1,960	172	1,360	182
年平均 増加率		2.9 %		7.0 %		7.8 %

(注) 1. 人口は毎年10・1現在のものである。
2. 国電輸送量は大阪・天王寺局管内通勤電車運転区間内の1日平均旅客輸送人員である。

表-6 国鉄第1次5箇年計画における通勤輸送対策投資状況
(単位 億円)

項 目	年 度	計 画	昭和32	33	34	35	32～35 合 計
施 設		322	58	39	41	54	192
線 路 増 設			13	12	8	20	53
停 車 場 設 備			13	12	18	18	61
電 気 設 備			29	12	14	14	69
工場設備その他			3	3	1	1	8
車 両		177	42	34	15	16	106
合 計		499	100	72	56	70	298

表-7 国鉄第2次5箇年計画における通勤輸送対策投資状況
(単位 億円)

項 目	年 度	計 画	昭和36	37	38	39 (実行計画)	36～39 合 計
施 設		547	59	67	63	126	315
線 路 増 設		197	17	20	35	54	126
停 車 場 設 備		162	23	26	15	34	98
電 気 設 備		155	15	15	6	32	68
工場設備その他		33	3	7	7	6	24
車 両		230	55	40	32	19	146
合 計		777	114	107	95	145	461

の旅客の集中を避け、広い時間帯にわたって平均した乗車を実施すれば、相当に混雑が緩和されるわけである。

このため国鉄では昭和34年以来、内閣交通対策本部・運輸省・新生活運動の会・大阪交通対策懇談会等の指導と協力を得て、各官庁・会社・学校等に時差通勤通学の強力な実施を呼びかけている。その実績は表-8のとおりである。

表-8 東京付近、時差通勤・通学の年度別協力数

年度	種別	協力箇所数	協力人員	比 率
			人	%
34		131	103,010	100
35		202	140,572	136
36		307	208,169	202
37		474	305,480	297
38		662	405,505	400
39		1,039	593,040	577

参考文献 角本良平著 都市交通—その現状と対策 続都市交通—激増する自動車への対策 都市交通の基本対策—その将来の方向と米国の経験 都市交通。W. Owen; The Metropolitan Transportation Problem. (中島啓雄)

つうしんかんさ 通信監査 国鉄の電気通信は、国鉄輸送業務を行なうための必要から、専用系として有線電気通信法および電波法に基づいて設備され、その使用上の制度については、電気通信使用基準規程により規定されている。

そして輸送業務の変化推移に対応して、絶えず通信設備の改良、新設に伴う投資が行なわれ、使用上の制度改正も行なわれている。

通信監査は、このような国鉄通信設備をよりいっそう有効使用をはかる目的をもって行なっているものである。

その業務は通信内容のはあくに必要な措置を行なうもので、大要次のとおりである。

〔通信監査内容〕

(1) その通信内容が有線電気通信法・電波法および電気通信使用基準規程等に適合しているか。

(2) 設備目的に対して、有効な通信の使用がなされているか。

〔通信監査を行なう者〕

支社および鉄道管理局の担当者および特に指定された現場長等の職員。

〔通信監査の方法〕

(1) 電信通信監査

鉄道電報の内容を電報原書により監査する。

(2) 電話通信監査

交換加入回線および電話中継回線は監査台、専用回線については監査機等により、その通話内容を監査する。

〔通信監査事項の記録作成〕

通信監査を行なう者は、通信内容・発信者・受信者・回線保留時間および通話時間ならびに使用方改善の必要ある通信については、これに対する措置の状況または改善意見を記録する。

〔措 置〕

通信監査中に法等に違反している通信があったときは、その通信の停止を勧告することがある。この場合支社長・鉄道管理局長等は、使用方で改善の必要があるときは、関係機関の長に次の措置を行なう。

(1) 使用方の改善注意 (2) 使用方の警告 (3) 使用停止

(4) 通信設備の撤去

通信監査を行なう者は、〔通信の秘密は保持されなければならない。〕ので、監査中に知り得た通信内容を他に漏らすことはできないことはいうまでもない。(長山 昇)

つうしんけんさがかり 通信検査掛 昭和38年の職制改正で制定された職で、通信区・無線区などに配置される。*通信検査長の指揮を受けて、担当区域内の電気通信設備の機能検査や、これら設備の請負工事の監督に従事する。職制改正前は、通信機掛、無線掛と称した。(森口政雄)

つうしんけんさちやう 通信検査長 昭和38年の職制改正で制定された職で、通信区・無線区等に配置される。*通信検査掛を指導して、担当区域内の電気通信設備の機能のよしあしを検査する職で、これら設備の工事監督を行なうこともある。職制改正前は、通信機掛および無線掛という職があって、これらの業務に従事していたが、電気関係保守業務の近代化に伴い、検査と作業を分離して責任体制を明確にする業務体制となったため、これに対応して生まれた職である。→電気検査長。(森口政雄)

つうしんせんろ 通信線路 日本国有鉄道建設規程(昭和4年鉄道省令第2号、運輸省令第64号昭和38・12改正)第109条によれば〔停車場、変電所、運転指令所、電気指令所その他保安上又は運転上必要な箇所の相互間には、通信設備を設けなければならない。〕また2項に〔電気指令所と運転指令所の間、電気指令所と変電所(無人変電所を除く。)の間及び運転指令所と主要な停車場の間には、専用の通信設備を設けなければならない。〕とあるように鉄道の業務機関には、通信設備を施設する